

28契第 151 号

平成28年5月9日

入札参加資格登録業者 各位

会津若松市長 室井 照平

(公印省略)

解体工事の追加及び技術者配置要件の緩和について

このことについて、建設業法等の改正により、平成28年6月1日から、解体工事業の新設及び技術者配置の金額要件の緩和が行われます。これらの見直しに伴う本市の対応及び変更事項について下記のとおりお知らせいたしますので、ご留意願います。

記

1. 解体工事の追加及び本市の発注について

建設業法が改正され、平成28年6月1日より、建設業許可業種区分に「解体工事」が新設されます。これまで、解体工事は既存の「とび・土工工事」の業種区分の中に含まれていましたが、「とび・土工工事」から分離独立することとなりました。

これに伴い、本市の入札参加資格登録及び本市の発注を下記のとおりとします。

(1)入札参加資格登録について

入札参加資格登録の工種として「解体工事」を追加します。解体工事の経営事項審査の資格総合点数に点数がある場合には解体工事を追加申請をすることができます。

なお、平成28年6月1日以降に建設業の許可を取得した「とび・土工工事」については、「とび・土工・コンクリート工事」で工種を申請してください。平成28年5月31日以前に許可を取得した「とび・土工工事」については、「とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置)」で工種を申請してください。

※平成28年5月31日以前に「とび・土工・コンクリート工事」で工種を申請いただいているものは自動的に「とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置)」とさせていただきます。

※平成28年6月1日以降に入札参加資格登録の申請書の様式を変更します。

(2)解体工事の発注について

これまで、「とび・土工・コンクリート工事」で発注を行っていた解体工事を「解体工事」で発注します。ただし、経過措置として、平成31年5月31日までは「とび・土工工事」の許可(平成28年5月31日以前に取得したもの)でも請け負うことができます。

また、平成33年3月31日までは、技術者(監理技術者又は主任技術者)については、新し

い解体工事業の技術者又はとび・土工工事業の技術者(既存の者に限る)が解体工事の技術者となることができます。

2. 技術者配置要件の金額緩和について

建設業法施行令が改正され、平成 28 年6月1日より、下記のとおり、監理技術者配置の金額要件及び技術者の専任の要件の金額が緩和されます。

(1) 技術者配置の金額緩和内容

	(現行)	(改正後)
監理技術者配置の金額要件	3,000 万円以上 (建築一式 4,500 万円以上)	⇒ <u>4,000 万円以上</u> (建築一式 <u>6,000 万円以上</u>)
工事現場における専任要件	2,500 万円以上 (建築一式 5,000 万円以上)	⇒ <u>3,500 万円以上</u> (建築一式 <u>7,000 万円以上</u>)

(2) 監理技術者から主任技術者への変更及び専任技術者の非専任への変更について

平成 28 年5月 31 日以前に請負契約を締結した工事については、受注者と発注者の協議により、変更の可否を決定しますので、変更を希望される場合は、発注課又は契約検査課へご連絡ください。

事務担当: 契約検査課入札契約グループ 電話 0242-39-1217